

はしがき

本書は、第一編 日本法、第二編 外国法の構成をとっているが、実質、第一編第二部の第一章から第五章までの学校事故の判例研究がその中核をなしている。この判例研究は、児童・生徒・学生の学校生活にかかわる事故についての裁判例とその解説からなっており、そして、兼子仁（東京都立大学名誉教授）・伊藤進（明治大学名誉教授）両先生の代表編集になる『問答式 学校事故の法律実務』（新日本法規出版）に、筆者が、兼子仁著『教育法（新版）』（有斐閣、一九八七年）と伊藤進著『学校事故の法律問題——その事例をめぐって』（三省堂、一九八三年）を十分に踏まえながらこれを執筆した。もともと『問答式 学校事故の法律実務』は質問・回答・裁判例・解説・参考判例というふうになつていたものを、新日本法規出版の計らいで、質問と回答を除き、ほぼそのままの形で本書に収めたものである。他に、若干の判例評釈をこれに加え、そして、第六章として、監督者責任に関する判例研究を収めたものである。また、第一編第一部と第二編には、筆者の前著『学校事故の責任法理』（法律文化社、二〇〇四年）に挿入されなかった論文や近年に執筆したものを集めて収録している。本書では、学校・教諭の安全注意義務（兼子前掲五〇九頁、伊藤前掲一〇九頁）が、学校事故のいろいろな態様に応じて、判例により、例えば生徒の動静把握義務、救急処置義務、AED使用義務、いじめ実態調査義務、被害実態解明義務等々に具体化されたものに若干の検討を加えたにすぎない。

その意味で、本書は前著の続編であつて、拙いものになつているが、本書ができるまでには多くの関係者の方々にお世話になつた。勤務校である中京大学法科大学院・法学部の同僚の先生、さらに、学校事故法律実務研究会の

各会員の先生からのご指導・ご教示に深く感謝しなくてはならない。それから、兼子仁、伊藤進岡先生の学恩に対しても深く感謝申し上げる次第である。

最後に、本書は、出版事情の厳しい折、法律文化社の御厚意によって刊行の運びとなった。このことについて、唯々感謝の念に堪えない。また、同社編集部の小西英央部長に面倒な校正その他についていろいろお世話になった。ここに厚く御礼を申し上げる。

なお、本書の出版にあたっては、勤務校・中京大学から二〇一六年度の出版助成をうけることができた。中京大学をはじめ、関係各位の方々に御礼申し上げます。私事にわたって恐縮であるが、筆者の大学教員としての仕事を家庭で支えてくれた妻敏子にも御礼の言葉を述べたい。

二〇一七年四月七日

奥野 久雄